

## 規 則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則一七―三八

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七―一）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（職員の給与に関する条例附則第十三項の規定の適用を受ける一般の派遣職員の給与）

第七条 一般の派遣職員が職員の給与に関する条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員となった場合には、当分の間、第三条第六項及び第七項の規定にかかわらず、当該職員となった日を派遣の日の前日とみなし、給与の支給割合を同条第一項から第五項までの規定により再決定するものとする。

2 前項の規定により支給割合を再決定された一般の派遣職員に対する第三条第七項及び第八項の規定の適用については、同条第七項中「又は前項」とあるのは「、前項又は附則第七条第一項」と、同条第八項中「及び前項」とあるのは「、前項及び附則第七条第一項」とする。

#### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。